

平成22年第3回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成22年9月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第71号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第72号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第73号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第74号	壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第75号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第76号	字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第77号	武生水A辺地(変更)、沼津A辺地(変更)、初山A辺地(変更)、武生水C辺地、深江辺地、中野郷辺地、住吉辺地及び箱崎本村辺地に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第78号	平成22年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員長報告、可決 本会議、可決
日程第9	議案第79号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第80号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第81号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第82号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第83号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第84号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第85号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第86号	平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第87号	平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	認定第1号	平成21年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告、可決 本会議、可決
日程第19	認定第2号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	認定第3号	平成21年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	認定第4号	平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	認定第5号	平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	認定第6号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	認定第7号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	認定第8号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	認定第9号	平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	認定第10号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	認定第11号	平成21年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	認定第12号	平成21年度壱岐市病院事業会計決算認定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	陳情第1号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第31	議案第88号	壱岐市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結について	教育次長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第32	議案第89号	壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の締結について	教育次長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第33	議案第90号	壱岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結について	教育次長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第34	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑 委員会付託省略、了承
日程第35	発議第5号	離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第36	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件		申し出のとおり決定
日程第37	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君		
壱岐島振興推進本部理事			松尾 剛君
市民生活担当理事	山内 達君	保健環境担当理事	山口 壽美君
産業経済担当理事	牧山 清明君	建設担当理事	中原 康壽君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	浦 哲郎君	政策企画課長	山川 修君
管財課長	豊坂 康博君	会計管理者	宇野木眞智子君
教育次長	前田 清信君	病院管理課主幹	左野 健治君

学校給食センター長 … 後藤 剛君 代表監査委員 …………… 山本 善勝君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

ここで、議事に入る前、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。
白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本定例会9月10日に行われました町田正一議員の一般質問における私の答弁の一部について、配慮に欠ける部分がございますので、取り消しを賜りたく、お願いをするものでございます。

その内容についてでございますけれども、町田正一議員の「病院改革について」の御質問に対する私の冒頭の答弁の中で、まず1カ所として「……………」という部分と、もう一カ所でございますが、「……………」
……………
……………
……………」という部分でございます。御審議賜りまして、何とぞ御了承賜りますようお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ただいま、市長から、町田正一議員の一般質問に対する答弁の一部を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りします。ただいまの市長の申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、発言の一部を取り消すことを許可することに決定しました。

これより、議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日、白川市長より、追加議案4件の送付があり、議事日程に追加いたしておりますので、御了承願います。

日程第1．議案第71号～日程第30．陳情第1号

議長（牧永 護君） 日程第1、議案第71号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少についてから、日程第30、陳情第1号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情まで、30件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第71号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。議案第73号壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について、原案可決。議案第74号壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第75号壱岐市火災予防条例の一部改正について、原案可決。議案第77号武生水A辺地（変更）、沼津A辺地（変更）、初山A辺地（変更）、武生水C辺地、深江辺地、中野郷辺地、住吉辺地及び箱崎本村辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第84号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

なお、三島航路事業特別会計補正予算においては、修繕費の増額の提案でございました。これは委員会としても認めているところではありますが、ただ、船体の保険を掛けていらっしゃるけれども、この適用確認がいま一つしっかりなされていなかったと。本件に関してだけでなく、ほかの部分においても保険適用の有無を詳細に確認するように委員会の中で意見が出ておりました。

続きまして、認定第9号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

本委員会に付託された認定第9号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

引き続き、陳情について御報告いたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告いたします。

陳情第1号平成22年9月8日付託、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情、審査の結果、不採択とすべきものとなりました。委員会の意見、なし。措置、なし。

不採択とすべきものとなった理由として、防災・生活関連予算の拡充については、本陳情の内容を妥当と認めるが、国土交通省の出先機関の存続については、現在国が進める公務員制度改革、地方分権の政策に逆行する内容である。さらに、国の出先機関は国土交通省だけではなく、この陳情は採択しがたいということで、不採択といたしております。

以上、報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容については提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第72号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第79号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第80号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算（第1号）、原案可決。議案第83号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第86号平成22年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして認定。認定第2号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成21年度壱岐市老人保健特別会計特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号平成21年度壱岐市病院事業会計決算認定について。本委員会に付託された認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第8号、認定第12号については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、壱岐市会議規則第103条の規定により報告します。

委員会の意見。特別養護老人ホームの長期臨時職員37名については、以前にも厚生委員会より理事側に付帯意見として申し入れをしたところである。この中には有資格者もいるが、その待遇改善は全くなされていない状況である。また、人員の増員（看護職、介護職）も必要な状況にあり、早急に改善を求めるものである。また、あわせて昨年度の11月7日に請願がありました

病院改革についての請願については、10月17日に請願申し立て人3名を参考人として委員会の意見の聴取を行いました。現在、理事者側から具体的に提案がなされていない現状においては、委員会として引き続き継続審査といたしましたが、請願内容の一部、医師及び看護師への市独自の奨学金制度の充実に向けて条例の改定を実施するように申し入れをすることに一致いたしました。

以上であります。

議長（牧永 護君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第76号字の区域の変更について、原案可決。議案第81号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第82号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第85号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第87号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、認定審査につきまして御報告をさせていただきます。

認定第6号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号平成21年度壱岐市水道事業会計決算認定について。本委員会に付託された認定第6号、認定第7号、認定第10号、認定第11号については、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

付託を受け審査した4つの各会計の使用料の未収金徴収について、訪問徴収や分納誓約等、鋭意努力されているものの、過年度からの滞納や高額滞納者も見受けられ、未収金額も増加傾向にある。今後も滞納要因の分析と徴収経過記録に基づく対策を適宜実施すべきである。また、統一

した滞納整理をするためにも、今年度作成予定の未収金徴収マニュアルに沿って、悪質な滞納者に対しては強い徴収姿勢で臨み、速やかに給水停止や法的措置等を積極的に講じ、未収金の早急な解消に向け、なお一層の努力を尽くされるよう強く要望する。

次に、下水道の加入率については、人口割合で公共下水道事業の郷ノ浦北部処理区が58.4%、中央処理区が36.9%、漁業集落事業の瀬戸恵美須83.1%、石田山崎地区が68.4%、瀬戸浦地区が28.2%、また加入率が70%以上なければ下水道の維持運営ができないとされているので、今後もさらに加入促進に向け努力されたい。

次に、審査の過程で出ました主な質疑等について御報告いたします。

合併浄化槽の設置については、浄化槽の大きさの目安として、使われる人槽は一般家庭の場合、家屋の延べ床面積で算定されるために、各家庭では生活人員以上の人槽を設置しなければならない。各世帯の負担を緩和するために、生活人員並みの人槽の設置ができるよう、県、保健所に要望していると報告がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。田原輝男予算特別委員長。

〔予算特別委員長（田原 輝男君） 登壇〕

予算特別委員長（田原 輝男君） それでは、委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第78号平成22年度吉岐市一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上です。

議長（牧永 護君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。市山和幸決算特別委員長。

〔決算特別委員長（市山 和幸君） 登壇〕

決算特別委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書、認定第1号平成21年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第1号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

なお、審査意見といたしまして、平成21年度の壱岐出合いの村の決算においては、一般会計からの多額の財源の投入があり、今後の運営においては、再度政策評価を実施し、利用形態も含め見直しを検討すべきである。市税等多額の収入未済額が計上されている。監査委員の審査意見にも指摘されているが、分納徴収や夜間徴収等により滞納圧縮に努力がなされてはいるが、高額滞納者がふえて回収が困難な状況で、収入未済額が増加している。今後も、市民に対する公平性と財政健全化の観点からも、収納率を上げるため努力されることを強く要請する。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから、決算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（市山 和幸君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第71号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第71号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第72号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第73号壱岐市消防本部等設置条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第74号壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第75号壱岐市火災予防条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第76号字の区域の変更については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号武生水A辺地（変更）、沼津A辺地（変更）、初山A辺地（変更）、武生水C辺地、深江辺地、中野郷辺地、住吉辺地及び箱崎本村辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第77号武生水A辺地（変更）、沼津A辺地（変更）、初山A辺地（変更）、武生水C辺地、深江辺地、中野郷辺地、住吉辺地及び箱崎本村辺地に係る総合整備計画の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第78号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第79号平成22年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成22年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第80号平成22年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第81号平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号平成22年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第82号平成22年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第 8 3 号平成 2 2 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号平成 2 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 4 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 8 4 号平成 2 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号平成 2 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 5 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 8 5 号平成 2 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号平成 2 2 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 1 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 8 6 号平成 2 2 年度壱岐市病院事業会計

補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第87号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成21年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第1号平成21年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第2号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成21年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第3号平成21年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第4号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第5号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第6号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第7号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第8号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員

長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第9号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第10号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成21年度壱岐市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第11号平成21年度壱岐市水道事業会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成21年度壱岐市病院事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、認定第12号平成21年度壱岐市病院事業会計決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、陳情第1号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。したがって、本陳情について採決します。陳情第1号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情について採択に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、陳情第1号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情は不採択することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時とします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 議事に入る前に、後藤センター長を補助員のため入室を許可いたしますので、御報告します。

.....
日程第31・議案第88号～日程第33・議案第90号

議長（牧永 護君） 次に、日程第31、議案第88号壱岐市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結についてから、日程第33、議案第90号壱岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結についてまで、3件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日提案いたしております給食センターの請負契約に係る議案につきましては、教育次長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 前田教育次長。

〔教育次長（前田 清信君） 登壇〕

教育次長（前田 清信君） 議案第 88 号について御説明を申し上げます。

議案第 88 号 苓崎市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結について、苓崎市学校給食センター建築本体工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。本日の提出でございます。

記。契約の目的、苓崎市学校給食センター建築本体工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、3 億 6,645 万円、4、契約の相手方、苓崎市勝本町本宮仲触 199 番地、株式会社倉元建設苓岐支店、支店長倉元強弘。

提案理由、苓崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。説明資料によって説明をいたします。

1、工事場所、苓崎市勝本町立石東触地内。工事内容、建物本体、鉄骨造一部 2 階建て、1 階の面積は 1,546 平方メートル、2 階の面積は 385.27 平方メートル、合計 1,931.27 平方メートル。それと、配送車車庫、これは鉄骨平屋建てで面積が 196 平米であります。それと外構工事一式。工期は契約発効の日から平成 23 年 7 月 10 日までです。入札状況は記載のとおりであります。

次のページに、1 階平面図、2 階平面図を添付しております。

以上で、議案第 88 号の説明を終わります。

次に、議案第 89 号について御説明を申し上げます。

議案第 89 号 苓崎市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の締結について、苓崎市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

契約の目的、苓崎市学校給食センター機械及び排水設備工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額、2 億 1,000 万円、契約の相手方、苓崎市郷ノ浦町郷ノ浦 122 番地 77、有限会社横山機械店、代表取締役横山勝。

提案理由、苓崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。工事場所、同じく勝本町立石東触地内。工事内容、衛生器具、給排水施設、ガス施設、消火設備、蒸気設備、空調設備、換気設備、排水処理設備、浄化槽設備各一式の工事でございます。工期、契約発効の日から平成 23 年 7 月 10 日まで。入札状況は次のとおりです。

以上で、議案第 89 号の説明を終わります。

議案第90号について御説明申し上げます。

議案第90号吉岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結について、吉岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

契約の目的、吉岐市学校給食センター厨房機器設置工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額、2億6,355万円、契約の相手方、長崎県長崎市古賀町1007の1、株式会社アイホー長崎営業所、所長伊藤隆男。

提案理由、吉岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。工事場所、同じく吉岐市勝本町立石東触地内。工事内容、完全ドライシステム方式、3,200食をつくる設備でございます。回転釜8基他であります。工期、契約発効の日から平成23年7月10日までです。入札状況は記載のとおりです。

次のページに作業動線図を添付しております。

以上、よろしく願いいたします。

〔教育次長（前田 清信君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから、議案第88号吉岐市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結についてから議案第90号吉岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結についてまで3件について、関連がありますので、一括して協議を行います。

質疑ありませんか。中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、学校給食センターの耐用年数についてであります。郷ノ浦町の給食センターは当然もう耐用年数が過ぎていると思いますが、勝本、石田の給食センターは築何年なのか。多分石田の給食センターは平成14年ごろだったと思います。築8年程度ではないかと思いますが、補助金等の返還は生じないのかどうかについてまず1点目、お尋ねをいたします。

それから次に、学校給食センターの跡地利用についてであります。どのように跡地を考えられておられるのか。また、解体はいつごろされるのか、その点、以上2点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 後藤学校給食センター長。

学校給食センター長（後藤 剛君） 中村市議の質問に対してお答えします。

対応年数ですけれども、郷ノ浦町が昭和43年度につくっております。それから勝本が平成8年に建設しております。それから石田給食センターが平成13年に建設をいたしております。それと、芦辺町内の単独自校方式ですが、瀬戸小学校が55年、それから那賀小学校も一応

55年に建設しております。それから八幡小学校と芦辺小学校が昭和56年に建設しております。それから、箱崎小学校が62年に建設をいたしております。田河小学校が平成元年に建設をいたしております。箱崎中学校と那賀中学校が平成3年に建設をいたしております。それから田河中学校が平成4年に建設をいたしております。すべて補助金の返還は終わっておりますが、石田町の給食センターにおきまして多少償還が残っております。補助残が。以上は全部補助金の返還は終わっております。

それから、跡地利用の御質問がございましたが、今のところ郷ノ浦の給食センターの跡地につきましては、柳田地区の連合公民館から要望が上がっております。一応保育園のグラウンドが後ろのほうにありまして、ちょっと狭いと、狭隘というようなことで、それをちょっと広げてほしいという要望もあってありますし、あとにつきましては柳田地区の行事をするときに駐車場がないと。ですから、そういう柳田地区の全体の開発を含めた開発を計画してほしいという要望書が上がってきております。できるだけ市のほうとしても地区の要望に沿っていきたいというふうに考えてはおります。

あと石田の給食センターにつきましては、機材を原島のほうに一部運ぶというふうなことで、勝本については今のところはまだ検討はしておりませんが、地域の、あそこは勝本の西戸触なんですけれども、その公民館長さんとも協議、地域と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 給食センターの入札についてですが、倉元建設の株式会社、支店もこれは同事務所内ですか。住所は。本店は島外にあるとですか。ちょっとお伺いします。

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

財政課長（浦 哲郎君） 市山議員さんの御質問でございますが、倉元建設、本店のほうは長崎のほうに設けられております。

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 以前、岸本組の関係があって、そういうことがあったわけなんですけれども、それは何も規定はなかったですね。私は別にどうこう言いよるわけじゃないですけど、本店がどこにあるとかだけお尋ねしたわけですが、その関係はなかったですか。

議長（牧永 護君） 久田副市長。

副市長（久田 賢一君） 岸本組の関係ということでございますが、岸本組は、以前本店は佐賀県にあったと思います。今回の倉元建設につきましては、県内の本店ということでいたしております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 議案の90号の中で、工事内容の中に完全ドライシステム方式としてありますが、その具体的な内容について教えてください。

議長（牧永 護君） 後藤学校給食センター長。

学校給食センター長（後藤 剛君） 豊坂議員さんの質問にお答えします。

完全ドライ方式システムというのは、床をぬらさない。洗ったものについては排水溝にそのまま入れて、床をぬらさないというのが完全ドライ方式システムでございます。

それと、平成22年4月1日から、学校給食法並びに学校給食衛生管理基準が改正されまして、食中毒、O157、ノロウイルス等の対策が厳しくなっております。そのために、今までの給食センターは1フロアでありましたけれども、今回、仕切りを全部しまして、検収室と下処理室、それから調理室、それから配送室というような形でその給食センターを区切ってやるようにしております。

以上です。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 約2億5,000万円ぐらいの工事ですが、この中で工事内容がほかの契約内容について乏しいような感じがしますから、ドライ方式の中に今の検収室とかあるいは配送室というのは、これは建物の中ですから一番最初の建物本体の中に入ってくると思いますが、90号だけの工事内容について、もう少し具体的な内容を御説明をお願いします。

議長（牧永 護君） 後藤学校給食センター長。

学校給食センター長（後藤 剛君） 一応90号の調理室の、先ほど次長も説明しましたと思いますが、厨房機器の、まずこの図面の厨房機器の配置図なんですけれども、こちら左側から、食材検収室、それから食肉検収室、米庫、準備室、それから食品庫、それから仕分室という形で一区切りをいたしております。

2番目に、野菜類下処理室と魚肉類下処理室、それから卵処理室というふうに、左から2番目を分けております。それから、3番目に、ちょうど中央部に丸い図面があると思いますが、切さい作業所という形でちょっと字は書いてあるかと思いますが、そこに調理室、炊飯室、和え物室、特食コーナーという形で分けておりますが、まず中央の一番食事をつくる場所ですから、回転がま8基という形で書いてありますが、これは300リッターを4基と200リッターを4基つけております。それが3番目の区切りです。コンテナプールのところと配送前室、それから回収洗浄前室、洗浄室には洗浄器、これは食器洗浄器なんですけれども、一応茶わん、トレイ、全部今回しておりますので、洗浄器、それから消毒保管庫、これは配送するコンテナもあるわけですが、これも一応洗浄して、そして消毒保管をするという消毒保管機等もございます。

大きいものはそれなんですけれども、食品を1時間ちょっとで3,200食つくるということで、揚げ物あたりにつきましてもコンビネーションオープンとかそういう機械も入れてはおりません。

以上です。

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） もう少し短くお願いします。備品関係が多いということだけ言えばそれでいいわけですから。部屋は全部建物でできるはずですよ。ですから、あとは食缶とかコンテナとか、これは今現有のものを使うかどうか、その点も全部やりかえるかどうか、そういう点だけで、余り長く、1分以内でいいです。

議長（牧永 護君） 後藤学校給食センター長。

学校給食センター長（後藤 剛君） 今まで食器を載せるトレイ、こういうものは各学校の備品なりしてございましたけれども、衛生上の見地から、今回全部やりかえと、食器につきましては全部やりかえるというところで今のところ計画を入れております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 議案第88号についてお尋ねをいたします。

先ほど同僚議員から質問がございましたが、次ページの説明資料によりますと、現在、建築業者で本社を壱岐市に置いておる業者がほかはすべてであります。倉元建設さんはもともと本社は壱岐に置いておられました。それで、いつから本店を長崎に移され、そして壱岐支店としての実績がどれぐらいあるのか、やはり基本的な考え方をお尋ねいたしたいんです。これに、仮に壱岐市にほかに類似する長崎県内に本社を置く会社があると。今後の方向性と位置づけをお尋ねをしたい。指名委員会としての考え方の基本を私はお尋ねをしたい。

以上。

議長（牧永 護君） 久田副市長。

副市長（久田 賢一君） 倉元建設さんが本店を長崎に移されましたのはたしか8月、ちょっと時期がはっきり、8月だったと思います。それで、それまでずっと壱岐のほうにおいても倉元建設で工事の実績を積まれております。そういうことで、長崎のほうへ本店は移されましたけれども、以前の倉元建設の実績を考慮いたしまして、支店でも今回入札に参加をさせていただいております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） わかりました。そういうふうにきちっと明確に説明をされれば、仮にほかの業者さんが県内に移されても壱岐市の支店として認めるというような統一見解として

とっていいというわけですね。答弁。

議長（牧永 護君） 久田副市長。

副市長（久田 賢一君） 一応本店が長崎県内ということであれば、このような方向でいきたいと思えます。

議長（牧永 護君） ほかに。呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 職員数についてお伺いします。現在、各給食センターが分散しておりますが、そこに全体で何名いるのか、この新しい給食センターに何名雇用できるのか、その点をお願いします。

議長（牧永 護君） 後藤学校給食センター長。

学校給食センター長（後藤 剛君） 呼子議員さんの質問にお答えいたします。

現在、給食センター調理員は正式には40名います。これはこの調理員につきましては学校用務給食会で採用をして、各調理場に配置をいたしております。今度の新センターでは30名を予定しております。運転手が8名と調理員が21名、事務員1名を今のところ予定しておりますのでございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 原島も入れてですか、30名。

議長（牧永 護君） 後藤学校給食センター長。

学校給食センター長（後藤 剛君） この数字には原島は入っておりません。

議長（牧永 護君） 呼子好議員。

議員（2番 呼子 好君） 何名の予定ですか。原島は。

議長（牧永 護君） 後藤学校給食センター長。

学校給食センター長（後藤 剛君） 原島につきましては2名を予定いたしております。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 先ほどの議案第88号に関連してですけど、この契約の相手方の住所といいますが、表示が勝本町本宮仲触になっていまして、株式会社倉元建設壱岐支店さんということで、本店を移したら本店の場所が法人格上として法務局に登録されるというケースが普通ではないかと思っております。それが問題なければ私の知識不足ですけれども、そうすると、例えば、この契約の相手方はその会社が住所上あるところになるのか、あるいは法務局上の登記住所になるのか、その点だけお尋ねします。

議長（牧永 護君） 久田副市長。

副市長（久田 賢一君） 倉元建設さんにつきましては、支店で指名をいたしておりますので、

支店との契約ということになります。本店も登記、支店もそれで登記をされております。今回の指名は、壱岐支店での指名ということです。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 88 号壱岐市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結についてから議案第 90 号壱岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結についてまで 3 件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 88 号壱岐市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結についてから議案第 90 号壱岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結についてまで 3 件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 88 号壱岐市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 88 号壱岐市学校給食センター建築本体工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 89 号壱岐市学校給食センター機械及び排水設備工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号壱岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結について討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第90号吉岐市学校給食センター厨房機器設置工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第34・諮問第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第34、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

下記のものを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。本日の提出でございます。

住所、長崎県吉岐市石田町印通寺浦428番地、百崎政子、昭和17年2月1日生まれ。

提案理由でございますけれども、人権擁護委員百崎政子氏が平成22年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

これは推薦後、法務大臣より委嘱をいただくために一定の期間が必要なため、今次定例会に諮問するものでございます。

なお、百崎氏の経歴につきましては別紙参考資料を御参照願います。どうぞよろしく願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） この人権擁護の候補者として大体年というか生まれでいうかわかりませんが、何歳までが対象になるのかちょっと教えていただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 難しい御質問でございますけれども、年齢によって決めるということはないと思っております。やはりその職にふさわしい方と思っております。ただ、常識の範囲内で

ございますけれども、年齢をいつまでというのは非常に答えにくい現状でございます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 保護司とか民生委員とはちょっと質が違うのかもわかりませんが、ある程度何歳までを推薦にします。推薦して期間が2年あったら70になるから、70で次には推薦しませんとか、そういう規定がございますけれども、この人権擁護委員についてはそういうのではないということですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 申しわけございません。法令等を精査をさせていただきたいと思ひますし、もしそれに載っていないようであれば、御指摘のように少し研究の時間をいただきたいと思ひます。

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） どの団体でも問題になっております。高齢化になりましたので少し年齢を上げたほうが、参考までにいいかとは思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、これから諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行ひます。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

日程第35．発議第5号

議長（牧永 護君） 次に、日程第35、発議第5号離島の燃油にかかる税を減免とする法律制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

議員（10番 豊坂 敏文君） 発議第5号、提出者、豊坂敏文、賛成者、町田光浩、瀬戸口和幸。

離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書（案）、本島を含む国境・外洋離島における燃油価格は、長期間に亘り本土に比べ約2割程度割高となっている。島内の公共交通機関は、路線バスが主であるが、交通ダイヤ及び所要時間等を考えた場合、通勤通学など移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない。

また、生活を支える経済活動においても燃油の比重が高く、特に基幹産業である農漁業においては、燃油の利用が非常に多い。このように、島民の生活は本土に比べ割高な燃油を利用することでしか成り立たない状況であり、社会活動・経済活動全てにおいて高いコストを強いられてきた。

さらに、離島の平均所得は本土に比べ約3割程度低く、安定した生活の維持がより困難な状況にあると言わざるを得ない。生活の厳しさはもはや待ったなしである。

人口流出や過疎化の進行はもはやとどまる兆しも見えず深刻で、本土との経済的格差の広がりには島民生活の疲弊に拍車をかけるものである。

よって、国におかれては、本土との生活格差是正のため、適切な政策の実施を強く求めるものであり、離島における住民の生活の安定と産業の振興を図り、自発的かつ持続的に発展できるよう、国境・外洋離島の燃油にかかる免税措置を早急に法制化されるように求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書の提出をする。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、長崎県知事、8名でございます。

議長（牧永 護君） これから発議第5号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第5号離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書の提出については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第5号離島の燃油にかかる税を免税とする法律制定を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第36．委員会閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第36、委員会閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、委員会閉会中の継続審査及び継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり委員会閉会中の継続審査及び継続調査することに決定しました。

日程第37．議員派遣の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第37、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については可決されました。

お諮りします。今定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に委任された

いと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月2日から本日まで、20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、全議案について可決、認定をいただき、まことにありがとうございました。

衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、既に市民皆様あてに御通知をさせていただいておりますが、9月25日から10月22日までの間で、各小学校区単位の18地区で市政懇談会を開催することいたしました。これは市民皆様に現在の市の取り組みや懸案事項等について御説明し、理解を深めていただくとともに、市民皆様の生の声をお聞きし、市政に反映させるため実施するものでございます。市民皆様多数の御参加をお願いするものでございます。

次に、去る9月10日、九州郵船株式会社から、創立90周年を記念し、本市の社会福祉向上にという趣旨で御寄附をいただいたところでございます。九州郵船株式会社におかれましては、これまで長きにわたり市民の足として御尽力いただいているところでございまして、これまでの御尽力に対し深く感謝申し上げますとともに、御社の発展を心から願うものであります。

航路につきましては多くの課題を有し、これまでもその改善に向けて誠心誠意取り組んでまいりましたが、今後も関係機関と連携し、離島住民の生活、また産業、経済活性化の生命線でありますところの離島航路の改善について精いっぱい取り組んでまいりますので、なお一層の御協力を賜りますようお願いするものでございます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は次第に涼しくなり、秋の気配が感じられるようになってまいりました。議員皆様におかれましては、御健勝にてより一層御活躍されますことを心からお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成22年壱岐市議会第3回定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 市山 和幸

署名議員 田原 輝男